

国指定下北西部鳥獣保護区
奥戸特別保護地区指定計画書
(案)

平成16年 8月16日

環 境 省

1 保護区に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

奥戸特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

下北西部鳥獣保護区のうち、大間町所在国有林の 2014 林班は小班、2016 林班は、に3の各小班並びに 2017 林班ろ、は、に、イの各小班的区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 16 年 1 1 月 1 日から平成 26 年 1 0 月 3 1 日まで (1 0 年)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的

下北西部鳥獣保護区は、下北半島の西側に位置し、ブナ林、ブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ、カラマツ等の造林地からなり、海岸線は切り立った断崖で、風衝地となっており、多様な森林帯、地形等を有している。

このような自然環境を反映して、獣類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のホンダザル及び下北半島のツキノワグマのほか、ニホンカモシカ等の生息が確認されている。猛禽類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B 類のオジロワシ、絶滅危惧 類のハヤブサ等の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、広葉樹林はホンダザルの採餌の場として利用されているほか、ヒノキアスナロ及びブナの混合林は生息条件が厳しくなる冬季の主なねぐらとして利用されている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、ホンダザル及びその生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ホンダザルのモニタリング調査等を通じて区域内のホンダザルの生息状況の把握に努める。
- ・ホンダザルへの餌付け、採餌又は休息時の鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1 8 3 h a (183ha)

内訳

ア 形態別面積

林 野 1 8 3 h a (183ha)

農耕地 0 h a (0ha)

ホンドザルは、下北西部鳥獣保護区内の12群420頭のうち当該区域内に3群80頭以上が生息していると推定される。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域は森林となっており、鳥獣による農林水産業への被害は生じていない。
なお、大間町、佐井村では、ホンドザルによる豆類、野菜等の農作物の食害等があり、被害額は下表のとおりである。

年 度	被害額(千円)	被害面積(ha)
平成12年度	4,370	5.5
平成13年度	4,271	3.0
平成14年度	413	1.8

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札 6本
案内板 2基

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
ペリカン	ウ	ウミウ	
コウノトリ	サギ	アオサギ	
カモ	カモ	○ オオハクチョウ	
		○ コハクチョウ	
		○ マガモ	
		シノリガモ	LP
		ウミアイサ	
タカ	タカ	ミサゴ	NT
		○ トビ	
		<u>オジロワシ</u>	国天、EN
		ハイタカ	NT
		ケアシノスリ	
		ノスリ	
		<u>クマタカ</u>	EN
		<u>チュウヒ</u>	VU
	ハヤブサ	○ <u>ハヤブサ</u>	VU
キジ	キジ	○ ヤマドリ	
		○ キジ	
ハト	ハト	○ キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
		ホトギス	
フクロウ	フクロウ	トラフズク	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	
キツツキ	キツツキ	アオゲラ	
		○ アカゲラ	
		オオアカゲラ	
		コゲラ	
スズメ	ツバメ	ツバメ	
		イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		セグロセキレイ	
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	
	モズ	○ モズ	
	レンジャク	キレンジャク	
	カワガラス	カワガラス	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	ツグミ	ノビタキ	
		イソヒヨドリ	
		クロツグミ	
		アカハラ	
		ツグミ	
	ウグイス	ヤブサメ	
		○ ウグイス	
		エゾムシクイ	
		センダイムシクイ	
		キクイタダキ	
	ヒタキ	キビタキ	
		オオルリ	
	エナガ	エナガ	
	シジュウカラ	ヒガラ	
		ヤマガラ	

	シジュウカラ
ゴジュウカラ	ゴジュウカラ
メジロ	メジロ
ホオジロ	○ ホオジロ カシラダカ ミヤマホオジロ アオジ
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ イスカ ベニマシコ ウソ
ハタオリドリ	ニュウナイスズメ ○ スズメ
ムクドリ	ムクドリ
カラス	カケス ミヤマガラス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス
合計(種)	72 種

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
サル目	オナガザル科	○ ホンドザル	LP
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	
ネコ目	クマ科	ニホンツキノワグマ	LP
	イヌ科	○ ホンドギツネ ○ ホンドタヌキ	
	イタチ科	ニホンテン ニホンイタチ ニホンアナグマ	
ウシ目	ウシ科	○ ニホンカモシカ	国特天
合計(種)		9 種	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国特天: 国指定特別天然記念物

国天: 国指定天然記念物

レッドデータブック(平成14年、環境省)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。